

II 米国における政府会計制度の改革

1. 連邦・州・地方制度の概要

(1) 連邦政府

アメリカの連邦制度の下では、合衆国憲法により、統治権限が連邦政府と州政府との間に分配されている。連邦政府に基本的に委ねられているのは、外交・防衛政策及び貿易・金融政策である。連邦政府は州政府の独立性を脅かしてはならず、州政府は連邦政府の行使する権限を侵害してはならないこととされており、州と国家という2つの統治形態における競合関係が両者の権力の増長を互いに制約しあうことが期待されている。

(2) 州政府

内政的な行政のほとんどは州の主権の下に行われる。

州政府の権限のうち基本的なものは、警察権、教育、交通、社会福祉等の公共サービスの提供、地方政府の統制である。50の州はそれぞれ固有の州憲法を定め、三権分立により州議会、行政組織及び裁判所を設けている。州の長である州知事の任期は通常4年、再選も認められている。

(3) 地方政府

地方政府 (local government) は、州政府により創設され、権限を付与されるものであることから、合衆国憲法にはそれに関する記述はないが、地方政府は水道、下水道、消防及び警察等の公共サービスを住民に提供する役割を担う主体である。地方政府はその数が極めて多く、かつそれぞれの州毎に独自に設立され権限を付与されているためその組織形態や権限が必ずしも一様でないことから、単純に定義することは困難であるが、以下のようなものが地方政府の代表例として挙げられる。

1) 郡 (county)

全米のほとんどの州にみられる最も一般的な地方行政単位であり、地域住民に対して州の機能を代行して一般的な行政サービスを提供する。全米に約3,000の郡が存するが、それらが有する権限及び責任は州によって大きく異なっており、人口や面積でみた規模もまた様々である。郡の最高統治機関は選挙により選ばれた委員により構成される郡委員会 (county board of commissioners) である。

2) 都市自治体 (municipality)

都市の形態をとるものであり、全米で19,000以上存在する。州の権限代行組織である郡とは異なり、自治を認められた団体であって、住民の自由な発意に基づき組織され、州の許可を得て成立する。都市自治体の統治形態には大きく分けて以下の3つがある。

①市長・議会 (mayor-council)型

もっとも一般的な形態である。市議会は選挙により選ばれた通常7～9名の議員により構成され、条例制定権を有する。市長の権限は大都市ほど強く、中小都市ほど弱い傾向にある。

②議会・マネジャー (council-manager)型

選挙により選ばれた議員により構成される議会、権限の乏しい市長、及び議会により任命されて都市行政を統括するプロのマネジャー (city manager) の組み合わせからなる。議会と市長は条例制定及び政策立案を行い、マネジャーは議会の決定した政策を遂行する。これは政府を改革して都市の運営を効率的なビジネスと同様に行うようにした形態である。人口25,000～250,000人程度の中小都市によくみられる。

③委員会 (commission)型

投票により選出された3～5人の委員により構成される委員会が自治権行使する。委員会は行政、立法を担うとともに、委員の中から形式的な市長を選出する。各々の委員は市の個々の部局をそれぞれ指揮する。この形態はあまり一般的ではなく、サウスダコタ州・ノースダコタ州等の人口5,000人以下の小規模な地域でわずかにみられるにすぎない。

その他の地方政府の形態としては郡区 (township) 、学校区 (school district) 、特別区 (special district) 等がある（出典：Kincaid(1992)）。

2. 連邦政府会計制度改革の背景、経緯、目的及び効果

(1) 背景

- 合衆国憲法第1章第9条の精神の反映

全ての公的資金に係る収入及び支出に関する報告及び会計の必要性を規定

○チェック機能が不備なまま、1970年代以降、以下のような問題が発生

- ・一部の行政機関における不正・浪費の顕在化
- ・財政赤字の増大
- ・税に対する国民の不信感の増大

→連邦政府の財務報告についての世論の高まり

連邦政府はその権力を国民の同意のもとに得ており、その活動及び結果を正確に報告する特別な責任を有していることの再認識

(2) 経緯

1990年首席財務官法 (Chief Financial Officers Act ; CFO法)

(目的)

○連邦政府関係機関の会計制度、財政運営、内部的管理の改善を図ることにより、連邦政府の財務運営の無駄を省き資源の浪費を防ぐこと

○完全で、信頼できる、時宣を得た、一貫性のある財務情報を作成することにより、行政及び議会による財政運営や連邦政府の事業の評価等に活用できるような情報を提供すること

(具体的な内容)

○一般的なマネジメントに関する卓越した能力及び、政府関係機関又は大企業における財務運営に関する実務経験を有する個人を、首席財務官(Chief Financial Officer)として大統領が任命、各省に配置し、以下の業務を行わしめる。

- ・省の事業・財務運営に係る活動を監督すること
- ・省の財務報告を含めた会計制度について管理し改善を図ること
- ・財務運営に関する事項について省の長に直接報告すること
- ・次席財務官の任命に当たり省の長に推薦すること

○各省の長は、会計、予算執行、財務運営分析、システム改革等について卓越した能力と経験を有し、かつ政府関係機関において少なくとも6年以上財務運営に携わった実務経験がある個人を、次席財務官として任命する。次席財務官は、財務運営に関する事項について、首席財務官に直接報告する。

○各省の長は、行政管理予算局(Office of Management and Budget ; OMB)の

長に対し、全体的な財務状況、運営の結果等を明らかにする財務報告を毎年提出する義務を負う。

- 行政管理予算局は、財務報告に関する理念と必要性を明らかにすることにより、各行政機関に対し、財務に関する全体的な方向性とリーダーシップを示す。
- 「各省の活動に対し、財務制度の統一化・最新化、財務情報・データ・基準の質の改善、内部的管理、財務運営及び組織に影響を与える法制度、及びその他のあらゆる財務運営に関する問題について助言し、調整すること」を目的として、CFO評議会(the CFO council)を設立する。

さらに、時を同じくして、連邦会計基準の適正性を確保するため、連邦機関に適用される会計原則・基準を設定し勧告する組織として、会計検査院(GAO)、行政管理予算局及び財務省(Department of Treasury)により、連邦会計基準諮問委員会(Federal Accounting Standards Advisory Board; FASAB)が設置された。同委員会により勧告された会計基準案については、会計検査院、行政管理予算局及び財務省の承認を得て連邦財務会計基準書(Statements of Federal Financial Accounting Standards: SFFAS)及び連邦財務会計概念書(Statements of Federal Financial Accounting Concepts: SFFAC)となり、連邦政府の会計制度に係る指針として扱われる。

1993年業績評価と管理法(Government Performance and Results Act of 1993; G P R A)

(目的)

効率的・効果的な連邦政府へと改革し、国民の信頼を回復するため、連邦政府の各関係機関に対し、目標を明確にしその実現（「結果」を出すこと）に責任を持たせること

(内容)

「過程」ではなく「結果」としてのサービスの質、利用者の満足度に焦点を合わせることを促進するため、各省に対し、以下のような内容を盛り込んだ「戦略的計画」と呼ばれる五箇年計画を1998年度から提出することを義務付けた。

- ・その主な業務内容を網羅した包括的な使命に関する記述

- ・その業務内容に即した達成可能な目標としての「一般的目標」の設定
- ・「一般的目標」の具体的な達成方法、及びその達成に必要な資源としての技術、人的資源、資本、情報等に関する詳細
- ・「一般的目標」の達成に影響すると考えられる外的要素に関する考察
- ・「一般的目標」の設定・更新に伴い必要となる、政府事業に関する評価

なお、戦略的計画については、今後5年間を見通した内容であること、少なくとも3年毎に更新されるべきことが要求されている。各省最初の戦略的計画はすでに1997年9月に議会に提出されたところであり、議会が監査し、無駄・非効率がないか各省内の業務を深く調査することにより、その使命が時代のニーズに合わないもの、焦点が定まらないもの、不必要なもの、公共の利益に即さないもの等が明るみに出ることとなる。

1994年政府管理改革法 (The Government Management Reform Act of 1994; GMRA)

(目的)

CFO法の趣旨をより明確化すること

(内容)

○1996年度以後、各省ごとの毎年の財務報告を義務付け

各省の前年度における全ての会計及び活動を網羅した財務報告について、各省の長はOMBに対し毎年提出しなければならない。

○1997年度以後、連邦政府全体としての財務報告書（政府全体として連結された財務報告）を義務付け

連邦政府の行政機関の前年度における全ての会計及び活動を網羅した、連邦政府全体に係る財務報告について、財務省長官は行政管理予算局の長と協議のうえ、合衆国大統領及び合衆国議会に毎年提出しなければならない。

○1997年度分については、各省は行政管理予算局に対して1998年3月1日までに提出することとされており、連邦政府の連結財務報告書については、各省の首席財務官、会計検査院、行政管理予算局、財務省らにより結成された政府監査財務報告検討委員会 (Government-wide Audited Financial Statement Task Force)において準備中である。

○1998年度以降は、各省は単なる統合報告書ではなく、連結報告書を提出するこ

とが義務付けられる。（「連結」の場合、部門間取引等の内部取引についての調整が行なわれる。）

（3）目的

- ◎アカウンタビリティ：政府による説明責任能力の向上
- 政府外部に対する有用な情報の提供
- 行政管理の改善への寄与

（4）期待される効果

- 予算の財源に関する情報と資産・負債に関する他の会計情報との整合性
- 連邦政府が行う事業の効率性に関する情報の提供
- 年度内に政府の財政状態が改善されたかあるいは悪化したかの評価
- 世代間の公平性の測定
- 現在及び将来の予算の財源が公共サービスの維持、義務の履行に十分かどうかの判断
- 内部的コントロールが効果的に実施されていること、当該報告主体が、潜在的な問題を明らかにし実質的な問題点を修正するための行動をとれるような早期警報システムを有していることの証明
- 財産を保護し、多くの政府プログラムにおける経済性、効率性、効果性を保証

3. 連邦政府会計制度の概要

（1）会計基準

近年の会計原則（「(4)適用される会計原則」参照）の施行に伴い発生主義へと移行

（ただし、予算の財務源泉を示す「予算源泉報告書」においては現金主義）

（2）報告主体(reporting entity)

13ある省のほか、特定の独立行政機関・委員会を含め、合計24の連邦政府関係機関が報告主体とされており、それぞれの機関はその附属機関も含めた組織全体としての財務報告を作成することが求められる。

（3）財務報告書(Financial Statements)の内容

各報告主体により作成される財務報告書は、以下の内容により構成される。

1) 当該報告主体の運営に関する議論・分析 (Management Discussion and Analysis; MD & A)

報告主体の使命、組織構造、活動内容、業績の目標・結果、財政状態等について、明瞭、正確かつ簡潔に概観する。

2) 基本的財務報告及び注釈

基本的財務報告は以下の6種類の報告書により構成される。

○財務状況報告書(Statement of Financial Position)=貸借対照表

報告主体により所有又は管理される将来の経済的便益の総額としての資産、当該主体が負っている額としての負債、及び資産と負債の差額としての純資産のそれぞれについて、前年度と比較しつつ示す。

○純費用報告書(Statement of Net Cost)=損益計算書

当該年度における報告主体の運営に係る純費用 (=当該報告主体が要した総費用マイナス当該報告主体の活動により獲得された収入) の内訳を示す。

○純資産変動報告書(Statement of Changes in Net Position)

期首における純資産額、報告期間中における純資産の変化の要因、期末における純資産額を示す。

○保管活動報告書(Statement of Custodial Activity)

自らに帰属することなく他の組織への移転となる（財務省一般会計に納入される等）収入を徴収する政府機関が作成する。

○予算源泉報告書(Statement of Budgetary Resources)

予算源泉の種類及び期末におけるその状態について、前年度と比較しつつ示す。

○財政報告書(Statement of Financing)

現金主義に基づく「予算源泉報告書」と、発生主義に基づく「純費用報告書」との相違点を調整する。

なお、予算源泉報告書及び財政報告書の作成については、1998年度財務報告から要求されることとなる。

3) 必要な補足的管理(stewardship)情報

通常の財務報告書では連邦政府に管理が委ねられている資源に関するアカ

ウンタビリティを検証できないため、以下の2つの情報については「必要な補足的管理情報」として別途明示する。

①管理固定資産 (Stewardship Property, Plant, and Equipment
(Stewardship PP&E))

評価が困難でありかつコストを期間対応させることが無意味という点で、財務報告に資産として計上される一般的な固定資産とは違うが、その存在及び状態を報告することが連邦政府のアカウンタビリティという観点から必要と考えられるものであり、以下の3種類の資産が該当する。

・連邦任務固定資産 (Federal Mission PP&E)

軍事兵器、宇宙探査設備等、連邦政府の特定の使命を担う固定資産
(陳腐化が速いため償却が体系的に行えないもの)

・文化的遺産 (Heritage assets)

遺跡、重要建築物等、歴史的、天然的、文化的、教育的、芸術的又は建築的重要性がある資産であり、処分が見込まれないもの

・管理地 (Stewardship Land)

国立公園等、一般固定資産のために取得された土地以外の土地
(開示が求められる情報)

- ・資産の概要
- ・取得及び処分の方法の概要
- ・状態の概要 等

②管理投資 (Stewardship Investments)

国益の観点から連邦政府が財源に関与するものであり、以下の3つのカテゴリーが該当する。

- ・連邦政府は財源に関与するが所有はしない資産（非連邦固定資産）
- ・特定の教育及びトレーニングプログラム（人的資本）
- ・連邦政府の財政的支援を受けた研究開発（R & D）

これらは純運営費用の算定に当たり支出として扱われるが、長期的な便益をもたらすものであり、アカウンタビリティの観点からは連邦政府も責任を有すると考えられるため、当該省庁の業務遂行のうえで基本となり、かつ量的に多大であるものについては以下の情報を明らかにすることとさ

れている。

- ・当該会計年度及び過去4年間において行なわれた投資の詳細
- ・当該投資に係る主な事業制度の概要

4) 必要な補足的情報

(4) 適用される会計原則

| | | | |
|-----------|-------------------------------|-----------------------|------------|
| 連邦財務会計概念書 | No. 1 連邦財務報告の目的 (SFFAC) | No. 2 報告主体及び計算書 | |
| 連邦財務会計基準書 | No. 1 特定の資産及び負債の会計 (SFFAS) | No. 2 直接貸付及び債務保証の会計 | 1994年度より適用 |
| | | No. 3 棚卸資産及び関連資産の会計 | 1994年度より適用 |
| | | No. 4 行政管理費用会計の概念及び基準 | 1997年度より適用 |
| | | No. 5 連邦政府負債の会計 | 1997年度より適用 |
| | | No. 6 固定資産の会計 | 1998年度より適用 |
| | | No. 7 歳入その他の財政資源の会計 | 1998年度より適用 |
| | | No. 8 補足的管理報告 | 1998年度より適用 |

S F F A S で取り扱われていないような取引については、行政管理予算局及び会計検査院から出される個別基準、行政管理予算局による連邦財務会計基準書の解説等を参考にすることとされている。

(5) 連邦政府におけるインフラ資産の扱い

インフラ資産に適用される会計基準は、当該インフラ資産の具体的性格により異なる。最近の連邦会計基準諮問委員会の基準は、減価償却を行うことが有意義である資産とそうでない資産とを区別し、前者については減価償却を行うことを要求するとともに、それ以外の資産についても維持修繕、物理的状態に関する情報を開示することを求めている。

なお、インフラ資産に係るこれらの基準は、1998年度から適用される。

○一般固定資産 (General PP&E)

連邦政府により一般的な政府サービス・財を供給するために用いられる一般的な有形固定資産

○管理固定資産 (前述)

○管理投資 (前述)

州・地方政府により所有されるインフラ資産（高速道路・橋等）については、「管理投資」の一類形として定義されている。

| 分類 | 具体的な インフラの例 | 会計上の扱い | |
|--------------|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| | | 資産としての評価 | 減価償却 |
| 一般固定資産 | 連邦公有地道路 ダム 等 | 貸借対照表に計上される(注1) 開示が求められる情報：主な 分類毎の費用・減価償却累計額 ・帳簿価額、耐用年数、償却方 法、当該資産の利用・転用に係 る制限 等 | する (土地を 除く) (注2) |
| 管理固定資産 | | 貸借対照表には計上されない ただし、財務報告に補足的管理 情報として記載 | しない (注3) |
| 連邦任務 固定資産 | 軍事兵器 宇宙探査設備 | 開示が求められる情報：資産の 概要、取得・処分方法、資産の 状態 等 | |
| 文化的遺産 | 遺跡 重要建築物 等 | | |
| 管理地 | 国立公園 国有地 等 | | |
| 管理投資 | 連邦補助を受け て整備された州 道 等 | 貸借対照表には計上されない ただし、財務報告に補足的管理 情報として記載 開示が求められる情報：当年度 を含め過去5年分の投資の詳細 、関係する事業の概要 等 | しない |

(注1) 一般固定資産の取得原価については、資産の部に計上されると同時に、土地
分を除き、減価償却費を通じて費用として計上される。

(注2) 減価償却費は、次により計算される。

$$[(\text{取得原価}) - (\text{予想残存価額})] \div (\text{予想耐用年数})$$

(注3) 管理固定資産については、処分が見込まれない、あるいはたとえ処分があり
得ても合理的かつ体系的には行われない等、その耐用年数が不確定であること、
管理地のような資産はその歴史的原価(historical cost)を評価することが困
難であること等の理由により、減価償却は有益な情報をほとんど提供しないも
のとみなされている。

4. 連邦政府各省における具体例

(1) 内務省 (Department of Interior)

①所掌事務

国有地管理、洪水管理 等

内務省開拓局 (Bureau of Reclamation) は水資源の管理・開発・保護を担つており、貯水池343ヶ所、水力発電所58ヶ所を所有している。

②インフラ資産の取扱い

- ・対象：自ら管理を行うダムその他の構築物
- ・資産評価の方法： 取得原価
- ・減価償却：定額法

(2) 交通省 (Department of Transportation)

①所掌事務

州が行う高速道路・橋等の建設・維持等に対する補助、国立公園道路・連邦公有地道路等の建設・管理 等

②報告主体

交通省としての連結財務報告には、連邦道路庁、連邦航空庁、連邦鉄道庁等の財務データも含まれる。

③インフラ資産の取扱い

- ・対象：国立公園道路、連邦公有地道路等自ら管理を行う固定資産
- ・資産評価の方法： 取得原価
- ・減価償却： 定額法

(3) 財務諸表の例（内務省）

内務省の1996年度財務報告については次頁以下のとおり。

- 1) 連結財務状況報告書 (Consolidated Statement of Financial Position)
- 2) 連結純運営費用報告書 (Consolidated Statement of Net Cost of Operation)
- 3) 連結純資産変動報告書 (Consolidated Statement of Change in Net Position)
- 4) 連結保管活動報告書 (Consolidated Statement of Custodial Activity)
- 5) 注釈（固定資産関連）

(表一Ⅱ-1)
1)連結財務状況報告書(Consolidated Statement of Financial Position)

1996年9月30日及び1995年9月30日
(単位:千ドル)

| | 1996 | 1995 |
|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 資産 | | |
| 流動資産 | | |
| 財務省との基金収支 | \$ 4,799,111 | \$ 4,230,481 |
| 現金その他の貨幣資産 | 19,516 | 236,190 |
| 投資: | | |
| 財務証券 | 1,944,722 | 1,866,096 |
| 公共債 | 26,775 | 27,944 |
| 売掛金: | | |
| 貿易引当金純額 | 206,507 | 211,647 |
| 連邦政府機関貸勘定 | 213,836 | 196,251 |
| 運営用材料及び消耗品、純額 | 1,945 | 6,636 |
| 棚卸資産 | 30,051 | 98,857 |
| 流動資産合計 | 7,242,463 | 6,874,102 |
| 固定資産・減価償却後純額(注記) | | |
| 建物、構築物及び施設 | 15,954,017 | 17,929,079 |
| 設備、車両及び航空機 | 598,123 | 766,682 |
| その他の固定資産 | 53,126 | 404,144 |
| 固定資産合計 | 16,605,266 | 19,099,905 |
| 管理地 | | |
| その他資産 | | |
| 受取債権・利息、貸倒引当金純額 | 284,354 | 248,438 |
| 契約機関から利用可能な資産 | 218,981 | 220,631 |
| 非流動性満期前受取債権 | 3,289,503 | 3,333,814 |
| 電力権 | 235,304 | 259,380 |
| 棚卸資産—ヘリウム | 366,235 | 367,370 |
| 満期前木材販売契約 | 99,669 | 55,538 |
| 一般調査費用 | 539,593 | 505,435 |
| その他資産 | 136,700 | 23,980 |
| その他資産合計 | 5,170,429 | 5,014,586 |
| 拘束性資産: | | |
| 環境保護基金・開拓基金の使途不特定収支 | 14,714,250 | 13,667,987 |
| 他者に代位して保有する資産 | | |
| ロイヤルティー運営: | | |
| 財務省との基金収支 | 389,968 | 124,172 |
| エスクロー投資 | 1,537,531 | 1,406,665 |
| 買掛金 | 244,263 | 275,202 |
| 非ロイヤルティー運営: | | |
| 財務省等に振替可能な基金 | 21,718 | 2,553 |
| 他者に代位して保有する資産合計 | 2,193,478 | 1,808,592 |
| 資産合計 | \$ 45,925,886 | \$ 46,465,172 |
| 負債及び純資産 | | |
| 負債 | | |
| 財務資源により賄われる負債 | | |
| 民間に対する負債: | | |
| 民間に対する売掛金 | \$ 266,777 | \$ 230,068 |
| 未払給与 | 148,519 | 150,383 |
| 前払金・繰延信用 | 193,296 | 236,602 |
| 繰延収入等 | 3,314,168 | 3,374,218 |
| エスクロー投資 | 1,553,135 | 1,530,837 |
| その他の民間に対する負債 | 79,218 | 53,799 |
| 民間に対する負債合計 | 5,555,113 | 5,575,907 |
| 連邦政府に対する負債: | | |
| 買掛金 | 64,942 | 48,052 |
| 財務省へ振替可能な収入 | 21,423 | 2,553 |
| 財務省へ支払可能なその他の残高 | 440,254 | 213,210 |
| 財務省へ支払可能な手形 | 1,420,733 | 1,418,232 |
| 未分配ロイヤルティー微収 | 618,625 | 275,203 |
| 繰延収入等 | 173,224 | 126,183 |
| 連邦政府に対する負債合計 | 2,739,201 | 2,083,433 |
| 財務資源により賄われる負債合計 | 8,294,314 | 7,659,340 |
| 財務資源により賄われない負債 | | |
| 民間に対する負債: | | |
| 未積立支払費用 | 280,260 | 282,663 |
| その他の未積立負債 | 73,438 | 71,409 |
| 民間に対する負債合計 | 353,698 | 334,072 |
| 偶発債務 | | |
| 財務資源により賄われない負債合計 | 353,698 | 334,072 |
| 負債合計 | 8,648,012 | 7,993,412 |
| 純資産 | | |
| 未消費割当 | 4,100,742 | 4,194,156 |
| 運営結果累計 | 18,462,882 | 20,609,617 |
| 拘束性持分環境保護基金・開拓基金 | 14,714,250 | 13,667,987 |
| 純資産合計 | 37,277,874 | 38,471,760 |
| 負債及び純資産合計 | \$ 45,925,886 | \$ 46,465,172 |

2)連結純運営費用報告書(Consolidated Statement of Net Cost of Operations)

1996年9月30日までの1年間及び1995年9月30日までの1年間
(単位:千ドル)

| | 1996 | 1995 |
|----------------------------|---------------------|---------------------|
| 費用 | | |
| 運営費用 | | |
| 天然資源 | \$ 4,982,775 | \$ 5,345,113 |
| インディアン関係 | 2,045,314 | 2,003,199 |
| 科学 | 1,079,288 | 1,259,555 |
| その他 | 447,107 | 608,364 |
| 運営費用合計 | 8,554,484 | 9,216,231 |
| その他費用 | | |
| 減価償却費 | 561,625 | 399,536 |
| 資産処分純損失 | 74,501 | 4,854 |
| 不良債権費用 | 40,486 | 2,977 |
| 財務省借入れに係る利息 | 36,803 | 75,924 |
| その他利息 | 18,905 | 21,978 |
| その他費用合計 | 732,320 | 505,269 |
| 費用合計 | 9,286,804 | 9,721,500 |
| 収入 | | |
| 民間への財・サービスの売却 | | |
| 天然資源 | 780,227 | 857,042 |
| インディアン関係 | 123,470 | 154,296 |
| 科学 | 119,585 | 127,065 |
| その他 | 3,414 | 0 |
| 民間への財・サービスの売却合計 | 1,026,696 | 1,138,403 |
| 連邦政府機関への財・サービスの売却 | | |
| 天然資源 | 566,888 | 759,202 |
| インディアン関係 | 4,814 | 17,577 |
| 科学 | 212,257 | 270,914 |
| 部門間活動の削減等 | (33,787) | (47,405) |
| 連邦政府機関への財・サービスの売却合計 | 750,172 | 1,000,288 |
| その他収入 | | |
| 利息—連邦 | 103,074 | 103,148 |
| 利息、罰金及び保険保証プレミアム | 56,697 | 82,963 |
| その他 | 368,059 | 189,860 |
| その他収入合計 | 527,830 | 375,971 |
| 収入合計 | 2,304,698 | 2,514,662 |
| 純運営費用 | \$ 6,982,106 | \$ 7,206,838 |

3)連結純資産変動報告書(Consolidated Statement of Changes in Net Position)

1996年9月30日までの1年間及び1995年9月30日までの1年間
(単位:千ドル)

| | 1996 | 1995 |
|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 純資産変動 | | |
| 運営による純資産変動 | | |
| 純運営費用 | \$ (6,982,106) | \$ (7,206,838) |
| 収入以外の財務源泉: | | |
| 割当支出—現在 | 8,035,474 | 8,043,676 |
| 環境保護基金収入 | 1,058,005 | 1,049,998 |
| 放棄採鉱料の徴収 | 260,342 | 256,385 |
| 収入以外の財務源泉による変動 | 9,353,821 | 9,350,059 |
| 保管活動 | | |
| 保管収入徴収 | 5,061,396 | 3,706,380 |
| 保管収入の他への振替 | (4,664,736) | (3,862,705) |
| 振替すべきロイヤルティー純変動 | (396,600) | 156,325 |
| 管理的活動による純変動 | — | — |
| 運営によるその他の変動: | | |
| 投下資本の増加(減少) | (2,787,469) | (12,107,880) |
| 他への振替—環境保護基金 | (175,468) | (258,837) |
| その他振替 | (929,369) | (1,002,439) |
| その他純資産変動 | (209,674) | 590,153 |
| 運営によるその他の純変動 | (4,101,980) | (12,779,003) |
| 純運営結果 | (1,730,265) | (10,635,782) |
| 前期調整 | | |
| 前期調整 | (1,820,494) | (13,759,582) |
| 前記調整関連支出割当 | 2,450,287 | 12,188,128 |
| 運営による純資産変動 | (1,100,472) | (12,207,236) |
| その他の資産変動 | | |
| 未消費割当増加(減少) | (93,414) | (496,952) |
| 純資産における純変動 | (1,193,886) | (12,704,188) |
| 期首純資産 | 38,471,760 | 51,175,948 |
| 期末純資産 | \$ 37,277,874 | \$ 38,471,760 |

4)連結保管活動報告書(Consolidated Statement of Custodial Activity)

1996年9月30日までの1年間及び1995年9月30日までの1年間
(単位:千ドル)

| | 1996 | 1995 |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| 連邦政府に代位した徴収 | | |
| 鉱物リース徴収 | | |
| レント・ロイヤルティー | \$ 4,264,540 | \$ 3,254,586 |
| 海洋リース売却 | 714,764 | 371,731 |
| その他 | 1,078 | 3,304 |
| 鉱物リース徴収合計 | 4,980,382 | 3,629,621 |
| エスクロー投資収益 | | |
| 利息—連邦投資 | 41,044 | 32,196 |
| 連邦投資に係る償却割引 | 39,970 | 44,563 |
| エスクロー投資収益合計 | 81,014 | 76,759 |
| 連邦政府に代位した徴収合計 | \$ 5,061,396 | \$ 3,706,380 |

徴収の配分

他への振替

| | | |
|----------------------|---------------------|---------------------|
| 財務省 | \$ 2,601,616 | \$ 1,792,725 |
| 国立公園サービス環境保護基金 | 1,046,906 | 1,046,987 |
| 州 | 546,892 | 552,249 |
| 開拓局 | 350,264 | 367,284 |
| インディアン関係機関 | 41,218 | 32,538 |
| その他連邦政府機関 | 35,974 | 22,754 |
| その他振替 | 41,866 | 48,168 |
| 他への振替合計 | 4,664,736 | 3,862,705 |
| 振替中の徴収の増加(減少) | 396,660 | (156,325) |
| 徴収の配分合計 | \$ 5,061,396 | \$ 3,706,380 |

5)注釈:
固定資産

(単位:千ドル)

| | ダム・構造物 | | 車両・設備 及び航空機 | その他の 固定資産 | 減価償却 累計額 | 合計 | | 合計 1995 |
|--------------|------------|--------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------------|
| | 土地・建物 | 及びその他 施設 | | | | 1996 | | |
| 天然資源: | | | | | | | | |
| 国立公園サービス | \$ 238,349 | \$ 1,058,609 | \$ 263,639 | \$ - | \$ (319,162) | \$ 1,241,435 | \$ 1,075,886 | |
| 野生動物サービス | 307,031 | 603,726 | 251,778 | - | (481,896) | 680,639 | 774,658 | |
| 土地管理局 | 21,999 | 157,246 | 246,867 | 4,985 | (152,173) | 278,923 | 283,778 | |
| 開拓局 | 27,150 | 20,418,767 | 159,016 | 47,279 | (7,344,272) | 13,307,939 | 13,153,826 | |
| 地表採掘局 | - | - | 9,655 | - | (4,262) | 5,393 | 5,609 | |
| 鉱物管理サービス | - | - | 23,158 | - | (9,907) | 13,251 | 12,422 | |
| 天然資源合計 | 594,529 | 22,238,347 | 954,113 | 52,264 | (8,311,672) | 15,527,580 | 15,306,179 | |
| 科学 | 18,164 | 765 | 313,897 | - | (198,606) | 134,220 | 248,580 | |
| インディアン関係 | 1,442,579 | 246,004 | 174,938 | - | (944,669) | 918,852 | 3,519,574 | |
| その他のプログラム | - | 3,382 | 27,826 | 862 | (7,456) | 24,613 | 25,572 | |
| 固定資産純額 | 2,055,272 | 22,488,497 | 1,470,774 | 53,126 | (9,462,403) | 16,605,266 | 19,099,905 | |

5. 州・地方政府会計制度の改革

(1) 州・地方政府会計制度改革の主な経緯

- 1948年 すべての州・地方政府に適用可能な会計原則の作成を目的として、全国公会計委員会 (National Committee on Governmental Accounting, NCGA) が設立される
- 1951年 全国公会計委員会により、「都市の会計と監査」 (Municipal Accounting and Auditing) が発行される
→多数の州における政府会計・財務報告・監査に関する法律及び指針の基盤となる
- 1968年 全国公会計委員会により、「政府会計、監査及び財務報告」 (Governmental Accounting, Auditing and Financial Reporting) が発行される
- 1974年 州・地方政府会計原則の発展のため常時活動する機関として、全国公会計審議会 (National Council on Governmental Accounting, 新NCGA) が設立される
- 1979年 全国公会計審議会により、「政府会計、監査及び財務報告」 (1968) を修正した「政府会計・財務報告原則」 (Statement 1, Governmental Accounting and Financial Reporting Principles) が公表される
- 1984年 州・地方政府の財務報告に係る基準の設定を目的として、政府会計基準審議会 (Governmental Accounting Standards Board: GASB) が設立される
- 1987年 政府会計基準審議会により「政府会計及び財務報告基準集」 (codification of governmental accounting and financial reporting standards) が発表される
→現在の米国州・地方政府の会計・報告は主にこれに準拠
(ただし、州・地方政府の活動に係る現行会計原則の骨格は、政府会計基準審議会 (GASB) により変更や修正を受けるまではなお有効と認定されている従来の全国公会計審議会 (新NCGA) 会計原則も含んだものとなっている。)
- 1997年 政府会計基準審議会により、州・地方政府の公会計に係る新たな基準の提案として、公開草案 (Exposure Draft) が発表される
(新しい会計基準については、2001年度からの発効を予定)

* 「公開草案」 (Exposure Draft) : 公会計基準・財務報告基準に係る提案を行うものであり、発効日及び変更手続き、背景、根拠に関する説明等の情報を含む。

(2) 現行の州・地方政府会計の概要

1) 現行の州・地方政府会計制度の概要

米国の州・地方政府においては、公会計は基金会計システム (Fund Accounting Systems) が採用されている。様々な財務資源を適切に管理する観点から複数の基金が設けられており、基金はそれが特定の目的や活動を進めるために分離された財務資源のプールであると同時に独立した会計単位であって、財務諸表も基金毎に作成される。

基金にはさまざまなタイプがあるが、1) 政府基金 2) 事業基金 3) 信託基金 の3つのカテゴリーに大別できる。

○政府基金 (Governmental Fund)

公共サービスの供給等政府機能の大部分を会計処理するものであり、以下の4つの基金がそのカテゴリーに含まれる。

①一般基金 (General Fund)

一般会計に相当

②特別歳入基金 (Special Revenue Fund)

特別会計に相当

③資本的プロジェクト基金 (Capital Projects fund)

主要な資本的資産を公債の発行又は補助金により購入又は建設する場合に会計処理するための基金

④債務決済基金 (Debt Service Fund)

一般固定債務の元本及び利息の支払いのための資金の蓄積と返済を会計処理

○事業基金 (Proprietary Fund)

民間部門と同様な政府のビジネス的活動を会計処理するものであり、以下の2つの基金がそのカテゴリーに含まれる。

①公営企業基金 (Enterprise Fund)

財・サービスの供給コスト（減価償却費を含む）を使用者からの料金徴収によって賄うこととしている活動の会計処理

②内部サービス基金(Internal Service Fund)

同一組織内の部門間における財・サービスの取引の整理

○信託基金(Fiduciary Fund)

当該政府機関が個人・他の政府機関等から受託し保管する資産（年金等）について整理するための会計区分。

○勘定グループ(Fund Group)

事業基金及び信託基金において処理される固定資産及び固定負債を除く、全ての固定資産及び固定負債に対して設定された勘定。

2) 現行の州・地方政府会計基準の概要

①政府基金(Governmental Fund)

会計認識基準は修正発生主義による。会計上の測定焦点は、支出に利用可能な財務資源にあてられており、計上される資産は、その測定焦点に基づき、現金又は当該年度の債務返済に充てられるほど早期に現金化すると見込まれる資産項目（流動資産）に限られ、そこに計上される負債はその返済に当たって基金の資産を要する項目（流動負債）に限定される。

②事業基金(Proprietary Fund)

会計認識基準は発生主義による。会計測定の焦点は、財務資源を含むすべての経済資源に置かれている。基金の活動は、収益（純経済資源の増加）及び費用（純経済資源の減少、減価償却費を含む総活動コスト）により測定される。

| 基金分類 | 測定の焦点及び会計基準 | 要求される財務諸表 |
|------|----------------|------------------------------------------|
| 政府基金 | 財務資源 修正発生主義 | ・貸借対照表 ・収入、支出及び基金収支変動報告書 ・予算比較報告書 |
| 事業基金 | 経済資源 発生主義 | ・貸借対照表 ・収入、支出及び基金純資産変動報告書 ・現金収支報告書 |

(GASB (17a) p. 117 表B-3より作成)

州政府・地方政府の多くは、公共事業機関（住宅供給公社等）その他の法的に独立した政府関係機関と業務上様々な関連を有している。そこで、民間企業の連結会計と同様の考え方立ち、報告主体（reporting entity；政府の財務報告の実体）は、州、郡、市等の政府（一般政府）の他に、一定の要件を備える関連団体も含めなければならないこととされている。

3) インフラ資産の扱い

固定資産の評価については、取得原価を基本とする。事業基金に係る固定資産については、民間企業会計と同様に、それぞれ対応する基金で処理され、減価償却が行なわれて該当する基金に費用計上がなされる。しかし、政府基金に係る固定資産その他的一般固定資産については、インフラ資産も含め、その計上はオプション扱い（義務付けられていない）である。

瓦田（1996）によれば、政府基金における固定資産の計上についてアメリカ公認会計士協会は以下のように説明している。

「…固定資産を購入するとき、その財源が一般基金の財源（例えば固定資産税）であるならば、そのことが一般基金の支出に記録され、その財源の全部もしくは一部が公債の発行または補助金に求められる場合は、その支出は、資本的プロジェクト基金において記録される。一般基金および資本的プロジェクト基金においては、予算に従った収入及び支出のみが記録され、両基金の貸借対照表には同固定資産は記録・表示されない。一般基金会計においても貸借対照表を有するが、そこに記載されている資産は流動資産のみであり、固定資産は記載されない。固定資産取得が行われると同時に、勘定グループの中の固定資産勘定グループの中で資産の増加として記録され、相手勘定は、例えば「一般固定資産投資」というような資金源泉がわかるような対照勘定により記録されることになる。…これら政府基金は支出に焦点が置かれているため、支出の伴わない減価償却費を計上しない。従って、減価償却は固定資産勘定グループにおいて、貸方に記載するかまたは減価償却累計額を固定資産取得原価から差し引く方法がとられるが、通常、実務ではそれは実施されていない。」（瓦田（1996）、pp. 70-71）

(3) 新たに提案されている州・地方政府会計制度の概要

1) 改正に関する新たな提案の背景

現在、州・地方政府は財政状況を会計別（基金別）情報のみにより開示している。一般会計に相当する一般基金のほかに、いわば特別会計ともいべき多数の基金があり、それらは別々に扱われている。その結果、各会計間の関係が不明瞭になっており、長期的な意思決定に有用な情報を提供していないという批判がなされてきた。

そのため、現在のような基金毎の財務報告のみならず、政府全体及び各政府組織毎の活動報告及び財政報告を作成する必要があるとの認識のもと、政府会計基準審議会（GASB）は1997年1月に公開草案を発表し、現行の公会計報告・基準に対する新たな代案を提案したところである。

2) 提案の主な内容

①「運営に関する議論・分析」（MD & A）の義務化

政府の財務活動・財政状況についての簡潔、客観的かつ分かりやすい分析を提供

②基本的財務報告の充実

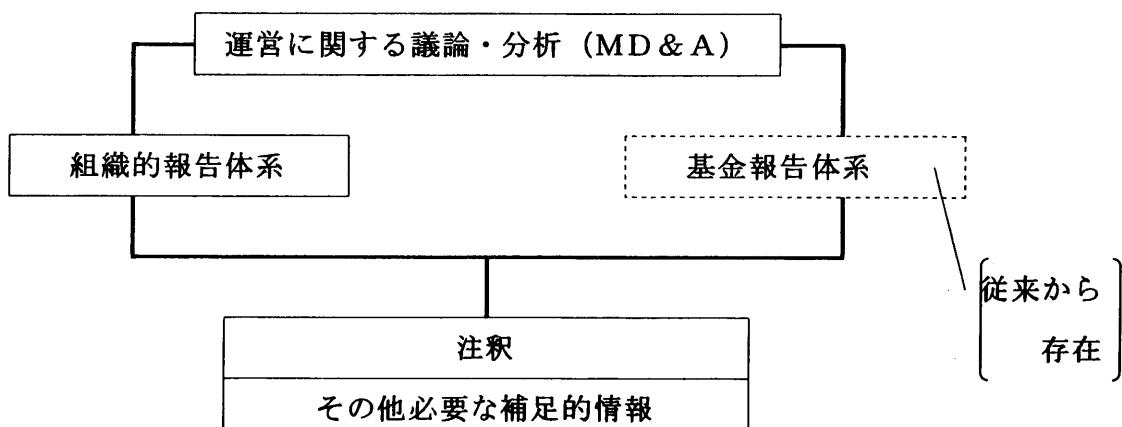
省庁等の政府組織単位をベースとした財務報告が新しく追加されることとなる。新たな会計方式においては、従来行われてきた「基金毎の会計報告体系（fund perspective）」（以下「基金報告体系」という。）に基づく財務情報に加えて、「政府組織全体としての活動を報告する体系（entity-wide perspective）」（以下「組織的報告体系」という。）による情報開示が新たに要求される。

③注釈

測定の焦点、内部取引の調整方法、インフラ資産に係る耐用年数の推計方法・減価償却の算出方法等、「運営に関する議論・分析」では記述されない詳細な情報を注釈において開示する。

④その他必要な補足的情報

GASB(1997a)が提案している会計報告の全体的な体系を図示すると以下のとおり。



(GASB (1997a) p. 6より作成)

3) 新会計原則の発効

提案されている新会計原則については、2001年度からの適用を予定している。ただし、従来オプション扱いとされていたインフラ資産の報告については、新会計原則発効後3年間は新規に建設・取得等されるもののみについて報告することが認められており、2004年度以降は、既存のインフラ資産も含めて報告することが要求されている。

4) インフラ資産の扱い

組織的報告体系の中で、インフラ資産の報告、及び毎期の運営費用という性格としての減価償却費の計上を義務付けたのも大きな変化の一つである。

| 報告体系 | 会計原則 | 測定の焦点 | インフラ資産の取扱い |
|---------|------------------|----------------|---------------------------------------|
| 基金報告体系 | (政府基金) 修正発生主義 | (政府基金) 財政資源 | (政府基金) インフラ資産は報告されない 減価償却は行われない |
| 組織的報告体系 | 発生主義 | 経済資源 | インフラ資産は報告される 減価償却が行われる |

①計上方法

現在は、政府基金に係る一般固定資産については報告をオプション扱いとして

おり減価償却費も計上していない。代わりに、一般固定資産を購入又は建設した場合には財務資源の支出のみが報告される。新たに提案されている会計的枠組みにおいても、基金報告体系の中では引き続きこの報告が行われることとなるが、納税者は一般固定資産のために莫大な資源を提供していること、多くの政府にとってそれらが重要な資産となっていること、一般固定資産は基金に属するよりもむしろ政府組織の資産であると考える方が適切であること等に鑑み、新しい組織的報告体系における新たな会計基準は、インフラ資産等の固定資産を認識し、そこから恩恵を受ける期間にわたってコスト配分することを求めている。具体的には、インフラ資産については、組織的報告体系の純資産報告書において、取得原価マイナス減価償却累計額で計上されることとなる。

GASB(1997a)は、既存のインフラ資産については、新たな基準の発効の日からさかのぼって25年以内に取得（又は購入・建設・寄附）された、あるいは大規模な改築・更新・改良を施されたもののみについての報告を義務付けている。（ただし、既存のインフラ資産全てについて積極的に報告することが望ましいとされている。）

②減価償却の取扱い

減価償却費は組織的報告体系の活動報告書において計上される。

減価償却費の算定に当たっては、合理的かつ体系的な方法であればいかなる方法によってもよいこととされている。

③GASB(1997a)で例示されている具体的計算方法

ここでは、実際の取得原価に関するデータの利用が不可能な場合におけるインフラ資産に係るコスト等の合理的推計方法としてGASB(1997a)が示している方法について解説する。

（ただし、GASB(1997a)で示されている手法は例示にすぎず、政府はその趣旨に合致していればいかなる手法を採用することも許されている。）

○経過年数の決定及び耐用年数の推計

インフラ資産の経過年数及び推定耐用年数については、取得時期、あるいは主要な改築・更新・改良がなされた時期から起算すべきである。もし必要なデータが入手不能であるときは、例えば資産の状態や他の比較可能な資産のデータに基

づき年数を推定することも可能である。

耐用年数の推定については、a)専門機関から入手した一般的ガイドライン、b)他の政府機関が有する比較可能な資産のデータ、c)内部情報 を使用することが可能であるが、資産の現在の状態及びサービス需要にどれくらいの期間応えられるかについても考慮しなければならない。

○費用の推計

インフラ資産の取得原価を推計するに当たっては、標準原価(standard costing)（比較可能な資産について標準原価率(standard cost rates)を使用）か、正常原価(normal costing)（類似資産の現在直接原価(current direct costs)及び予定配賦率(predetermined overhead rate)を使用）のいずれかを利用することが可能である。いずれの原価計算方法についても、原価推計の対象となるインフラ資産と極力類似した資産のデータを用いることが重要である。資産のタイプ（道路・高速道路等）の他に考慮されるべき要素としては、資産の規模（例えば、レーン数・距離等）、材質（コンクリート舗装・アスファルト等）、位置（都心部・都市近郊・郊外）、及び環境（気候・地形・地質）等がある。

○その他の留意事項

資産取得後の一般的なインフレーションの影響を取り除く必要がある。そのためには、資産の経過年数（実際値又は推定値）や、現在及び当該取得年におけるCPI（消費者物価指数）を知る必要がある。以下はその計算の例である：

1996年、政府は65レーンマイルの道路を所有しており、類似の道路建設に現在要する総費用は、1レーンマイル当たり10万ドルである。したがって現在の推定総費用は、 $10\text{万ドル} \times 65 = 650\text{万ドル}$ である。当該道路は、加重平均で15年の推定耐用年数を有している。したがって、1981年が推定取得時期である。1981年及び1996年における一般CPIに基づくと、1981年のコストは1996年のコストの57.9%である。したがって、道路の推定取得原価は、 $376\text{万3500ドル} (650\text{万ドル} \times 0.579)$ となる。もし1996年が新しい会計基準の発効時期であれば、財務報告において、推定取得原価の376万3500ドルから15年分の減価償却累計額を差し引いたものが計上される。

（4）新たに提案されている州・地方政府会計報告のモデル例

GASB(1997b)には、架空の都市をモデルとして、新たな会計基準に基づき作成された財務報告が例示されており、以下ではその全体像を概観する。

1) 運営に関する議論・分析 (MD & A)

2) 組織的報告体系

①純資産報告書

②活動報告書

3) 基金報告体系

○政府基金

①貸借対照表

②収入、支出及び基金取支変動報告書

③予算比較報告書

○事業基金

①貸借対照表

②収入、支出及び基金純資産変動報告書

③現金取支報告書

4) 注釈

なお、1) 運営に関する議論・分析、2) 組織的報告体系 及び 4) 注釈については公開草案において新たに提案されているものであり、3) 基金報告体系については基本的にすでに義務付けられている報告の継承である。

1) 運営に関する議論・分析 (MD & A) (要旨)

* これは架空の市をモデルに作成されたフィクションであることに注意されたい。

○ 組織的報告体系(Entity-wide Statements)の特徴

当該年度に市が行った、警察・消防・公共事業等の政府活動、上下水道・市営駐車場等サービスに対する料金を徴収するビジネス型活動等の結果、市の財政が改善したか悪化したかの判断に資するものであり、発生主義に基づき報告がなされる。

○ 基金報告体系(Fund Statements)の特徴

市の活動についてより詳細に分析したものであり、以下の3つの基金毎に報告がなされる。

- ①政府基金（修正発生主義）：基本的なサービスの多くはこの基金で賄われる
- ②事業基金（発生主義）：料金が徴収されるビジネス型の活動を示す
- ③信託基金（発生主義）：市の年金財政等を示す

○ 組織的にみた財政のハイライト

市の目標は民間企業のように利益を上げることではなく、住民の生活の質的向上をもたらすサービスを提供することにある。収入が支出を上回る場合、その結果は純資産の増大として現れ、逆に支出が収入を上回る場合、その結果は純資産の減少として現れる。収入と支出の間にみられるこの関係は、市の運営結果であるとみなすことができる。市の純資産というデータは、財務体質が改善したか悪化したかを判断するための一つの指標として昔からある。以下の議論が示すように、2002年における市の財務状況は2001年と比べ基本的に変化していない。2002年には、政府活動費用は収入を上回り、310万ドルの純資産の減少をもたらした（2001年は930万ドルの減少）。一方、2002年1年間におけるビジネス型活動の収入は支出を上回り、純資産を320万ドル増加させた（2001年は310万ドルの増加）。結果は以下のとおり。

今年度運営結果 (単位:百万ドル)

| | 政府活動 | | ビジネス型活動 | |
|-------------------------------|----------|----------|---------|---------|
| | 2002 | 2001 | 2002 | 2001 |
| プログラム収入 | \$ 25.8 | \$ 24.6 | \$ 14.3 | \$ 13.5 |
| 費用 | (83.8) | (83.0) | (11.3) | (11.5) |
| 純収益(費用) | (58.0) | (58.4) | 3.0 | 2.0 |
| 税その他の収入 | 51.8 | 49.5 | 0.7 | 0.7 |
| 特別項目 | 2.6 | - | - | - |
| (特殊であるか、将来的に 再発生が見込まれない項目) | | | | |
| 振替 (活動間) | 0.5 | (0.4) | (0.5) | 0.4 |
| 純資産増加(減少) | \$ (3.1) | \$ (9.3) | \$ 3.2 | \$ 3.1 |

①政府活動

純資産の減少が前年よりも軽微なものにとどまったのは以下の理由による。

- ・財産税率の上昇
- ・公園用地の売却
- ・年度途中における職員の採用を見合させたこと等のリストラ努力にもかかわらず、以下のような理由により、純資産の減少が生じた。
- ・商業地・住宅地開発の遅れにより、当初予想よりも財産税収が伸びなかつたこと
- ・電力事業・ガス事業等の収益に係る特許税からの収入が暖冬の影響で伸び悩んだこと

②ビジネス型活動

上下水道事業と駐車場事業は対照的な結果となった。

- ・上下水道事業は、利用者である個人数と事業者数がともに増加したことにより、460万ドルの純資産の増加をもたらした（2001年は420万ドル増）。収入は10%増加したのに対し費用は4%しか増加せず、厳しい冬に維持管理費がかさんだ2001年とは異なる結果となった。
- ・一方で駐車場事業に係る純資産は減少を続けた（140万ドルの減少、2001年は110万ドルの減少）。最大規模の市営駐車場がガス管工事のため閉鎖を余儀なくさせられたことが歳入減を招いた。

○ 基金からみた財政のハイライト

組織的報告のうち政府活動において報告された、2002年末における「純資産額」

(1億2360万ドル)は、基金報告のうち政府基金の「基金収支」(3350万ドル)よりも9,010万ドル多いが、この違いは、組織的報告が長期的な経済に焦点をあわせているのに対し、基金報告においては短期的な収入・支出に焦点をおいているという違いによる。

組織的報告のうち政府的活動において報告された、2002年における「純資産の変動」は対前年比で310万ドル減少した。一方で、基金的報告のうち政府基金の「基金収支の純変動」は11.6万ドルであり、その差300万ドルも同様に、組織的報告と基金的報告との焦点の違いによる。

○ 組織的報告における資本的資産及び負債について

① 資本的資産

2002年末において、市による資本的資産への投資額は3億2100万ドル、減価償却累計額の純額は5900万ドルであり、2001年からは1100万ドル、4%の増加となっている。2002年における減価償却費は610万ドル、前年においては570万ドルであった。

資本的資産(純額、期末)

(単位:百万ドル)

| | 政府活動 | | ビジネス型活動 | | 合計 | |
|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 2002 | 2001 | 2002 | 2001 | 2002 | 2001 |
| 土地 | \$ 27.1 | \$ 29.4 | \$ 3.8 | \$ 3.7 | \$ 30.9 | \$ 33.1 |
| 建物・改良工事 | 30.2 | 21.1 | 146.4 | 142.9 | 176.6 | 164.0 |
| 設備 | 21.2 | 22.9 | 1.2 | 1.0 | 22.4 | 23.9 |
| インフラ資産 | 91.5 | 88.7 | - | - | 91.5 | 88.7 |
| 合計 | \$ <u>170.0</u> | \$ <u>162.1</u> | \$ <u>151.4</u> | \$ <u>147.6</u> | \$ <u>321.4</u> | \$ <u>309.7</u> |

今年度における主な資本の追加:

(単位:百万ドル)

街路再舗装事業、

前年度一般政府保証債収入の繰入 \$ 9.6

下水管渠・下水処理場の一部更新、

前年度レベニュー債収入の繰入 3.2

代執行による土地の取得、

一般会計 2.0

水道管・給水栓・水道メーター

レベニュー債収入 1.6

\$ 16.4

市は約1600万ドルを2003年における資本的支出への予算としており、そのほとんどが新たな地域再開発住宅プログラムに充てられる。これらの支出を賄うには

既存の財源で十分であることから、財源調達のための新たな債券の発行は予定していない。

②負債

年末において、市は1億6,400万ドル、前年比15%増の債務を有している。市は、2002年における2つの新しいプロジェクトのため、1,800万ドル相当の地域再開発住宅債と、360万ドル相当の水道改善債との2つのレビュー債を発行した。さらに、キャッシュ・フローの改善の必要性及び低金利の情勢に鑑み、3種類の発行済債券について、4800万ドルの借換債を発行することにより再調達した。これにより、債務の元本及び利息について将来15年間にわたり230万ドル節約できたことになる。

市の一般財源担保債の格付けは依然としてXXXであり、その他の債券についてはXXが適用されている。州により定められている、一般財源担保債に係る発行限度額は1億3400万ドルであり（市により課税可能な対象物の市場価格の3%）、市の負債はそれより1億ドル以上少ない3260万ドルとなっている。

(表-II-2)
2)組織的報告体系

①純資産報告書(Statement of Net Assets)

2002年 12月31日

| | 一般 政府 | | | 構成団体(注) |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| | 政府型 活動 | ビジネス型 活動 | 合 計 | |
| 資産 | | | | |
| 現金等価物 | \$ 13,597,899 | \$ 10,279,143 | \$ 23,877,042 | \$ 303,935 |
| 投資 | 27,365,221 | - | 27,365,221 | 7,428,952 |
| 受取債権(純額) | 12,833,132 | 3,609,615 | 16,442,747 | 4,042,290 |
| 内部未収金 | 175,000 | - | - | - |
| 棚卸資産 | 322,149 | 126,674 | 448,823 | 83,697 |
| 資本的資産(純額)(注釈1参照) | 170,022,760 | 151,388,751 | 321,411,511 | 37,744,786 |
| 資産合計 | \$ 224,316,161 | \$ 165,404,183 | \$ 389,545,344 | \$ 49,603,660 |
| 負債 | | | | |
| 貰掛金 | 6,783,310 | 751,430 | 7,534,740 | 1,803,332 |
| 内部貰掛金 | - | 175,000 | - | - |
| 前受収益 | 1,435,599 | - | 1,435,599 | 38,911 |
| 固定負債(注釈2参照) | 92,538,378 | 78,908,559 | 171,446,937 | 28,532,790 |
| 負債合計 | \$ 100,757,287 | \$ 79,834,989 | \$ 180,417,276 | \$ 30,375,033 |
| 純資産 | | | | |
| 資本的資産に対する投資、 関連債務純額 | 90,701,684 | 73,088,574 | 163,790,258 | 15,906,392 |
| 拘束性資産 | | | | |
| 資本的プロジェクト | 24,715,566 | - | 24,715,566 | 492,445 |
| 債務決済 | 3,020,708 | 1,451,996 | 4,472,704 | - |
| 地域開発プロジェクト | 4,811,043 | - | 4,811,043 | - |
| その他の目的 | 3,214,302 | - | 3,214,302 | - |
| 被拘束性資産(不足) | (2,904,429) | 11,028,624 | 8,124,195 | 2,829,790 |
| 純資産合計 | \$ 123,558,874 | \$ 85,569,194 | \$ 209,128,068 | \$ 19,228,627 |

(注)構成団体: 独立した団体であるが市が財政的にアカウンタビリティを有するものであり、
当市では公立学校区とごみ処理場の2つが該当する。

②活動報告書(Statement of Activities)

2002年 12月31日

| 機能／プログラム | 一般政府 | | | 純収入(費用) | | 構成団体 純収入(費用) |
|----------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | 費用 | プログラム収入 諸料金 | 補助・寄附 | 政府活動 | ビジネス型活動 | |
| 一般政府: | | | | | | |
| 一般行政 | \$ 9,571,410 | \$ 3,146,915 | \$ 843,617 | \$ (5,580,878) | \$ - | \$ (5,580,878) |
| 公安 | 34,844,749 | 1,198,855 | 1,369,993 | (32,275,901) | - | (32,275,901) |
| 公共事業 | 10,128,538 | 850,000 | 2,252,615 | (7,025,923) | - | (7,025,923) |
| 技術サービス | 1,299,645 | 704,793 | - | (594,852) | - | (594,852) |
| 保健・公衆衛生 | 6,738,672 | 5,612,267 | 575,000 | (551,405) | - | (551,405) |
| 墓地 | 7,358,866 | 212,496 | - | (523,370) | - | (523,370) |
| 文化・レクリエーション | 11,532,350 | 3,995,199 | 2,450,000 | (5,087,151) | - | (5,087,151) |
| 地域開発 | 2,919,389 | - | 2,580,000 | (339,389) | - | (339,389) |
| 利息 | 6,068,121 | - | - | (6,068,121) | - | (6,068,121) |
| 水道 | 3,595,733 | 4,159,350 | 1,159,909 | - | 1,723,526 | 1,723,526 |
| 下水道 | 4,912,853 | 7,170,533 | 486,010 | - | 2,743,690 | 2,743,690 |
| 駐車場施設 | 2,796,283 | 1,344,087 | - | - | (1,452,196) | (1,452,196) |
| 一般政府合計 | \$ 95,143,609 | \$ 28,394,495 | \$ 11,717,144 | (58,046,990) | \$ 3,015,020 | \$ (55,031,970) |
| 構成団体: | | | | | | |
| ごみ処理場 | \$ 3,382,157 | \$ 3,857,858 | \$ 11,397 | - | \$ 487,098 | \$ - |
| 公立学校区 | 31,186,498 | 705,765 | 3,937,083 | - | (26,543,650) | - |
| 構成団体合計 | \$ 34,568,655 | \$ 4,563,623 | \$ 3,948,480 | - | \$ (26,056,552) | \$ - |
| 一般収入: | | | | | | |
| 税 | | | | | | |
| 不動産 | 34,168,449 | - | 34,168,449 | 21,893,273 | - | - |
| その他 | 13,308,487 | - | 13,308,487 | - | - | - |
| 特定プログラムに限定されない補助金・寄附 | 1,457,820 | - | 1,457,820 | 6,461,708 | - | - |
| 利子 | 1,958,144 | 601,349 | 2,559,493 | 881,763 | - | - |
| 雑収入 | 884,907 | 104,925 | 989,832 | 22,464 | - | - |
| 一般収入合計 | \$ 51,777,807 | \$ 706,274 | \$ 52,484,081 | \$ 29,259,208 | - | - |
| 収入超過(不足) | (6,269,183) | 3,721,294 | (2,547,889) | 3,202,656 | - | - |
| 特別項目: | | | | | | |
| 公園用地売却による収入 | 2,653,488 | - | 2,653,488 | - | - | - |
| 収入超過(不足) | (3,615,695) | 3,721,294 | 105,599 | 3,202,656 | - | - |
| 振替 | 501,409 | (501,409) | - | - | - | - |
| 純資産変動 | (3,114,286) | 3,219,885 | 105,599 | 3,202,656 | - | - |
| 純資産一期首 | 126,673,160 | 82,349,309 | 209,022,469 | 16,025,971 | - | - |
| 純資産一期末 | \$ 123,558,874 | \$ 85,569,194 | \$ 209,128,068 | \$ 19,228,627 | - | - |

3) 基金の報告体系

○政府基金(Governmental Funds)

①貸借対照表(Balance Sheet)

| 2002年 12月31日 | 一般基金 | 特別歳入基金 | 債務決済基金 | 資本的プロジェクト基金 |
|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| 資産 | | | | |
| 現金等価物 | \$ 3,418,485 | \$ 3,797,635 | \$ 842,004 | \$ 1,141,648 |
| 投資 | - | - | 3,141,980 | 23,729,732 |
| 受取債権(純額) | 3,644,561 | 2,963,659 | - | 364,340 |
| 他基金未収金 | 1,370,757 | - | - | - |
| 他政府未収金 | - | 253,778 | - | 1,461,319 |
| 担保物権 | 791,926 | 3,195,745 | - | - |
| 棚卸資産 | 182,821 | - | - | - |
| 資産合計 | \$ 9,408,550 | \$ 10,210,817 | \$ 3,983,984 | \$ 26,697,039 |
| 負債 | | | | |
| 買掛金 | \$ 3,408,680 | \$ 366,591 | \$ 151,922 | \$ 1,981,473 |
| 他基金未払金 | - | 25,369 | - | - |
| 他政府未払金 | 94,074 | - | - | - |
| 前受収益 | 4,250,430 | 6,273,045 | - | 261,000 |
| 負債合計 | \$ 7,753,184 | \$ 6,665,005 | \$ 151,922 | \$ 2,242,473 |
| 基金収支 | | | | |
| 引当 | 1,015,039 | 1,179,752 | 3,832,062 | 6,587,305 |
| 未引当 | 640,327 | 2,366,060 | - | 17,867,261 |
| 基金収支合計 | \$ 1,655,366 | \$ 3,545,812 | \$ 3,832,062 | \$ 24,454,566 |
| 負債及び基金収支合計 | \$ 9,408,550 | \$ 10,210,817 | \$ 3,983,984 | \$ 26,697,039 |

○政府基金(Governmental Funds)

②収入、支出及び基金収支変動報告書
(Statement of Revenues, Expenditures, and Changes in Fund Balances)

2002年 12月31日

| | 一般基金 | 特別歳入基金 | 債務決済基金 | 資本的プロジェクト基金 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 収入 | | | | |
| 財産税 | \$ 29,280,163 | \$ - | \$ 4,605,192 | \$ - |
| その他の税 | 13,025,392 | - | - | - |
| 罰金・料料 | 606,946 | - | - | - |
| 免許・許可 | 2,287,794 | - | - | - |
| 政府間収入 | 6,119,938 | 3,951,287 | - | 1,457,820 |
| 諸料金 | 11,374,460 | 30,708 | - | - |
| 受取利息 | 552,325 | 215,204 | 146,604 | 836,589 |
| 雑収入 | 881,874 | 66,270 | - | 2,939 |
| 収入合計 | <u>64,128,892</u> | <u>4,263,469</u> | <u>4,751,796</u> | <u>2,297,348</u> |
| 支出 | | | | |
| 当年度運営 | | | | |
| 一般行政 | 8,630,835 | 53,622 | 11,820 | 490,124 |
| 公安 | 33,729,623 | - | - | - |
| 公共事業 | 4,975,775 | 3,721,542 | - | - |
| 技術サービス | 1,299,645 | - | - | - |
| 保健・公衆衛生 | 6,070,032 | - | - | - |
| 墓地 | 706,305 | - | - | - |
| 文化・レクリエーション | 11,411,685 | - | - | - |
| 地域開発 | - | 2,879,389 | - | - |
| 債務返済 | | | | |
| 元本返済 | - | 75,000 | 3,375,000 | - |
| 利息その他の費用 | - | - | 5,215,151 | - |
| 資本的支出 | | | | |
| 支出合計 | <u>66,823,900</u> | <u>6,729,553</u> | <u>8,601,971</u> | <u>17,208,773</u> |
| 収入の支出超過(不足)欄 | <u>(2,695,008)</u> | <u>2,466,084</u> | <u>(3,850,175)</u> | <u>(14,911,425)</u> |
| その他の財務源泉(使用) | | | | |
| 借換債収入 | - | - | 38,045,000 | - |
| 長期資本債務収入 | - | - | - | 18,829,560 |
| エスクロード支払 | - | - | (37,284,144) | - |
| 振替収入 | 129,323 | 134,500 | 3,991,298 | 1,269,722 |
| 振替支出 | (2,163,759) | (348,046) | - | (2,273,187) |
| その他の財務源泉(使用)合計 | <u>(2,034,436)</u> | <u>(213,546)</u> | <u>4,752,154</u> | <u>17,826,095</u> |
| 特別項目 | | | | |
| 公園用地売却による収入 | <u>3,476,488</u> | <u>-</u> | <u>-</u> | <u>-</u> |
| 基金収支変動(純額) | <u>(1,252,956)</u> | <u>(2,679,630)</u> | <u>901,979</u> | <u>2,914,670</u> |
| 基金収支一期首 | <u>2,908,322</u> | <u>6,225,442</u> | <u>2,930,083</u> | <u>21,539,896</u> |
| 基金収支一期末 | <u>\$ 1,655,366</u> | <u>\$ 3,545,812</u> | <u>\$ 3,832,062</u> | <u>\$ 24,454,566</u> |

○政府基金(Governmental Funds)

③予算比較報告書(Budgetary Comparison Statement)

2002年 12月31日

| | 予算額 | 実際額 | 決定額との差 |
|----------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| | 当初 | 決定 | (予算ベース) |
| 予算基金収支、1月1日 | \$ 2,736,824 | \$ 1,950,873 | \$ 1,950,873 |
| 財務源泉(歳入) | | | |
| 財産税 | 30,124,560 | 29,959,745 | 29,280,163 |
| 特許税 | 4,546,209 | 4,528,750 | 4,055,505 |
| 公共サービス税 | 8,295,000 | 8,307,274 | 8,969,887 |
| 免許・許可 | 2,126,600 | 2,126,600 | 2,287,794 |
| 罰金・料金 | 718,800 | 718,800 | 606,946 |
| 諸料金 | 12,392,972 | 11,202,150 | 11,374,460 |
| 補助 | 6,905,898 | 6,571,360 | 6,119,938 |
| 土地の売却 | 1,355,250 | 3,500,000 | 3,476,488 |
| 雑収入 | 3,024,292 | 1,220,991 | 881,874 |
| 受取利息 | 1,015,945 | 550,000 | 552,325 |
| 他の基金からの振替 | 939,525 | 130,000 | 2,325 |
| 配分可能額合計 | <u>74,181,875</u> | <u>70,766,543</u> | <u>69,685,576</u> |
| 配分(歳出) | | | |
| 一般行政: | | | |
| 法制度 | 665,275 | 663,677 | 632,719 |
| 市長・立法府・信託及び監査 | 3,058,750 | 3,192,910 | 2,658,264 |
| 財務・会計 | 1,932,500 | 1,912,702 | 1,852,687 |
| 市職員及び選挙 | 345,860 | 354,237 | 341,206 |
| 雇用者関連 | 1,315,500 | 1,300,498 | 1,234,232 |
| 計画及び経済開発 | 1,975,600 | 1,784,314 | 1,642,575 |
| 公安: | | | |
| 警察 | 19,576,820 | 20,367,917 | 20,246,496 |
| 消防 | 9,565,280 | 9,358,453 | 9,559,967 |
| 緊急医療サービス(EMS) | 2,323,171 | 2,470,127 | 2,459,866 |
| 検査 | 1,585,695 | 1,585,695 | 1,533,380 |
| 公共事業: | | | |
| 事業監督 | 388,500 | 385,013 | 383,397 |
| 道路メンテナンス | 2,152,750 | 2,019,166 | 2,233,362 |
| 道路照明 | 762,750 | 742,540 | 759,832 |
| 交通整理 | 385,945 | 374,945 | 360,509 |
| 機械メンテナンス | 1,525,685 | 1,272,696 | 1,256,087 |
| 技術サービス: | | | |
| 技術監督 | 1,170,650 | 1,140,289 | 1,158,023 |
| 地理的情報システム(GIS) | 125,625 | 119,315 | 138,967 |
| 保健・公衆衛生: | | | |
| ごみ収集 | 5,756,250 | 5,865,757 | 6,174,653 |
| 墓地: | | | |
| 個人サービス | 425,000 | 425,000 | 422,562 |
| 財・サービスの購入 | 299,500 | 299,500 | 283,743 |
| 文化・レクリエーション: | | | |
| 図書館 | 985,230 | 1,023,465 | 1,022,167 |
| 公園・レクリエーション | 9,521,560 | 9,786,397 | 9,756,618 |
| 地域コミュニケーション | 552,350 | 558,208 | 510,361 |
| 非部門的: | | | |
| 雑 | - | - | 259,817 |
| 偶発損失 | 2,544,049 | - | (259,817) |
| 他基金への振替 | 2,970,256 | 2,025,000 | 2,163,759 |
| 配分(歳出)合計 | <u>71,910,551</u> | <u>69,027,821</u> | <u>69,045,249</u> |
| 予算基金収支、12月31日 | \$ <u>2,271,324</u> | \$ <u>1,738,722</u> | \$ <u>640,327</u> |
| | | | \$ <u>(1,098,395)</u> |

○事業基金(Proprietary Funds)

①貸借対照表(Balance Sheet)

2002年 12月31日

| | <u>企業基金</u> | <u>恒久的基金</u> | |
|-------------------|-----------------------|---------------------|----------------------|
| | | <u>墓地管理</u> | <u>内部サービス基金</u> |
| 資産 | | | |
| 流動資産: | | | |
| 現金等価物 | \$ 8,785,821 | \$ - | \$ 3,336,099 |
| 投資 | - | - | 171,708 |
| 受取債権(純額) | 3,568,121 | - | 136,333 |
| 他政府未収金 | 41,494 | - | - |
| 棚卸資産 | 126,674 | - | 139,328 |
| 流動資産合計 | 12,522,110 | - | 3,783,468 |
| 非流動資産: | | | |
| 拘束性現金等等価物 | 1,493,322 | 1,062,028 | - |
| 拘束性投資及び利息 | - | 343,272 | - |
| 資本性資産: | | | |
| 土地 | 3,835,150 | - | - |
| 建物・設備 | 168,669,015 | - | 14,721,786 |
| 減価償却累計額差引 | (21,115,414) | - | (5,781,734) |
| 資本性資産(純額) | 151,388,751 | - | 8,940,052 |
| 資産合計 | \$ 165,404,183 | \$ 1,405,300 | \$ 12,723,520 |
| 負債 | | | |
| 流動負債: | | | |
| 買掛金 | \$ 751,430 | \$ - | \$ 780,570 |
| 他基金未払金 | 175,000 | - | 1,170,388 |
| 未払補償金 | 121,677 | - | 237,690 |
| 賠償・判決債務 | - | - | 1,687,975 |
| 債券、手形及びローン支払 | 4,304,609 | - | 249,306 |
| 流動負債合計 | 5,352,716 | - | 4,125,929 |
| 非流動負債: | | | |
| 未払補償金 | \$ 486,705 | \$ - | - |
| 賠償・判決債務 | - | - | 5,602,900 |
| 債券、手形及びローン支払 | 73,995,568 | - | - |
| 非流動負債合計 | 74,482,273 | - | 5,602,900 |
| 負債合計 | 79,834,989 | - | 9,728,829 |
| 基金収支 | | | |
| 資本的資産への投資、 | | | |
| 関連債務純額 | 73,088,574 | - | 8,690,746 |
| 拘束性 | 1,451,996 | 1,405,300 | - |
| 非拘束性 | 11,028,624 | - | (5,696,055) |
| 基金収支合計 | 85,569,194 | 1,405,300 | 2,994,691 |
| 負債及び基金収支合計 | \$ 165,404,183 | \$ 1,405,300 | \$ 12,723,520 |

○事業基金(Proprietary Funds)

②収入、支出及び基金純資産変動報告書
(Statement of Revenues, Expenditures, and Changes in Fund Equity)

2002年 12月31日

| | <u>企業基金</u> | <u>恒久的基金</u> | |
|--------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| | | <u>墓地管理</u> | <u>内部サービス基金</u> |
| 運営収益 | | | |
| 諸料金 | \$ 12,670,144 | \$ - | \$ 15,256,164 |
| 受取利息 | - | 72,689 | - |
| 雑収入 | 3,826 | - | 1,066,761 |
| 運営収益合計 | <u>12,673,970</u> | <u>72,689</u> | <u>16,322,925</u> |
| 運営費用 | | | |
| 人的サービス費 | 4,162,907 | - | 4,157,156 |
| 契約によるサービス費用 | 440,454 | - | 584,396 |
| 光熱費 | 854,833 | - | 214,812 |
| 維持修繕 | 811,932 | - | 1,960,490 |
| その他貯蔵品等費用 | 515,332 | - | 234,445 |
| 保険請求等費用 | - | - | 8,004,286 |
| 減価償却費 | 1,705,189 | - | 1,707,872 |
| 運営費用合計 | <u>8,490,647</u> | <u>-</u> | <u>16,863,457</u> |
| 運益利益(損失) | <u>4,183,323</u> | <u>72,689</u> | <u>(540,532)</u> |
| 運営外収益(費用) | | | |
| 受取利息 | 601,349 | - | 134,733 |
| 雑収入 | 104,925 | - | 20,855 |
| 資本寄附 | 1,645,919 | - | 18,788 |
| 支払利息 | (2,767,376) | - | (41,616) |
| 雑支出 | (46,846) | - | (176,003) |
| 運営外収益(費用)合計 | <u>(462,029)</u> | <u>-</u> | <u>(43,243)</u> |
| 純利益(損失) | <u>3,721,294</u> | <u>72,689</u> | <u>(583,775)</u> |
| 振替支出 | <u>(501,409)</u> | <u>(63,409)</u> | <u>(175,033)</u> |
| 基金純資産変動(純額) | <u>3,219,885</u> | <u>9,280</u> | <u>(758,808)</u> |
| 基金純資産合計一期首 | <u>82,349,309</u> | <u>1,396,020</u> | <u>3,753,499</u> |
| 基金純資産合計一期末 | <u>\$ 85,569,194</u> | <u>\$ 1,405,300</u> | <u>\$ 2,994,691</u> |

○事業基金(Proprietary Funds)

③現金収支報告書(Statement of Cash Flows)

2002年 12月31日

| | <u>企業基金</u> | <u>恒久的基金</u> | |
|-------------------------------------------|---------------------|-----------------------------|-------------------|
| | | <u>墓地管理</u> | <u>内部サービス基金</u> |
| 運営活動による現金収支 | | | |
| 顧客から受け入れた現金 | \$ 12,745,492 | \$ 15,326,343 | |
| 納入業者に対する支払い | (3,090,486) | - (2,812,238) | |
| 職員に対する支払い | (4,110,883) | - (4,209,688) | |
| 外部請求に対する支払い | - | - (8,482,451) | |
| その他の受取り(支払い) | (2,462,342) | - 1,061,118 | |
| 運営活動により得た純現金額 | <u>3,081,781</u> | <u>-</u> <u>883,084</u> | |
| 非資本的財務活動による現金収支 | | | |
| 他基金への振替 | (501,409) | (63,409) | (175,033) |
| 資本的その他関連財務活動による現金収支 | | | |
| 資本債務からの収入 | 12,702,100 | - | - |
| 資本寄附 | 486,010 | - | - |
| 資本的資産の購入 | (4,338,751) | - (400,086) | |
| 元本返済 | (11,073,491) | - (954,137) | |
| 利息返済 | (2,646,254) | - (35,185) | |
| その他の受取り(支払い) | 19,174 | - 124,985 | |
| 資本的その他関連財務活動に使用された純現金額 | <u>(4,851,212)</u> | <u>-</u> <u>(1,264,423)</u> | |
| 投資活動による現金収支 | | | |
| 販売収入・投資果実 | - | 10,925 | 15,684 |
| 利息・配当金 | 598,540 | 72,664 | 129,550 |
| 投資活動により得られた純現金額 | <u>598,540</u> | <u>83,589</u> | <u>145,234</u> |
| 現金及び現金等価物の純増加(減少) | (1,672,300) | 20,180 | (411,138) |
| 收支一期首 | 11,951,443 | 1,041,848 | 3,747,237 |
| 收支一期期末 | <u>10,279,143</u> | <u>1,062,028</u> | <u>3,336,099</u> |
| 運営活動により得た純現金額に対する運営利益(損失)の調整 | | | |
| 運営利益(損失) | \$ 4,183,323 | \$ 72,689 | \$ (540,532) |
| 運営活動により得た純現金額に対する運営利益(損失)の調整のための修正 | | | |
| 運営利益(損失)の調整 | - | - | - |
| その他のカテゴリーに報告される現金収支 | | | |
| 利息・配当金 | - | (72,664) | - |
| 減価償却費 | 1,705,189 | - | 1,707,872 |
| 資産・負債の変動 | | | |
| 受取債権(純額) | 654,469 | (25) | 31,941 |
| 棚卸資産 | 2,829 | - | 39,790 |
| 買掛金等 | (384,089) | - | 475,212 |
| 未払費用 | (3,079,940) | - | (831,199) |
| 運営活動により得た純現金額 | <u>\$ 3,081,781</u> | <u>\$ -</u> | <u>\$ 883,084</u> |

4) 注釈

注釈1. 資本的資産に係る情報開示

2002年末時点での資本的資産活動は以下のとおり。(単位:千)

2002年 12月31日

| | 一般 政府 | | | |
|---------------------|-------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| | 当初収支 | 増加 | 減少 | 期末収支 |
| 政府活動: | | | | |
| 土地 | \$ 29,484 | \$ 2,020 | \$ (4,358) | \$ 27,146 |
| 建物 | 31,461 | 9,734 | - | 41,195 |
| 設備 | 32,110 | 1,544 | (1,514) | 32,140 |
| インフラ資産 | <u>103,975</u> | <u>3,820</u> | <u>-</u> | <u>107,795</u> |
| 歴史的原価による合計 | <u>197,030</u> | <u>17,118</u> | <u>(5,872)</u> | <u>208,276</u> |
| 減価償却累計額 | | | | |
| 建物 | (10,358) | (691) | - | (11,049) |
| 設備 | (9,247) | (2,676) | 1,040 | (10,883) |
| インフラ資産 | <u>(15,301)</u> | <u>(1,020)</u> | <u>-</u> | <u>(16,321)</u> |
| 減価償却累計額合計 | <u>(34,906)</u> | <u>(4,387)</u> | <u>1,040</u> | <u>(38,253)</u> |
| 政府活動資本的資産、純額 | <u>\$ 162,124</u> | <u>\$ 12,731</u> | <u>\$ (4,832)</u> | <u>\$ 170,023</u> |
| ビジネス型活動: | | | | |
| 土地 | \$ 3,691 | \$ 145 | \$ - | \$ 3,836 |
| 建物・設備 | <u>163,347</u> | <u>5,354</u> | <u>(32)</u> | <u>168,669</u> |
| 歴史的原価による合計 | <u>167,038</u> | <u>5,499</u> | <u>(32)</u> | <u>172,505</u> |
| 建物・設備に係る 減価償却累計額 | <u>(19,443)</u> | <u>(1,705)</u> | <u>32</u> | <u>(21,116)</u> |
| ビジネス型活動資本的資産、純額 | <u>\$ 147,595</u> | <u>\$ 3,794</u> | <u>\$ -</u> | <u>\$ 151,389</u> |

注釈2. 固定負債に係る情報開示

2002年末時点での固定負債活動は以下のとおり。(単位:千)

2002年12月31日

| | 一般政府 | | | |
|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| | <u>当初収支</u> | <u>増加</u> | <u>減少</u> | <u>期末収支</u> |
| 政府活動: | | | | |
| 債券及び支払手形: | | | | |
| 一般政府保証債 | \$ 31,170 | \$ 22,205 | \$ (20,800) | \$ 32,575 |
| レベニュー債 | 24,250 | 15,840 | (14,485) | 25,605 |
| 再開発機関債 | 5,200 | 18,000 | (540) | 22,660 |
| 特別評価債 | - | 1,300 | - | 1,300 |
| 設備手形 | 2,560 | - | (1,090) | 1,470 |
| | 63,180 | 57,345 | (36,915) | 83,610 |
| 償還繰延分差引 | (1,357) | (3,409) | 477 | (4,289) |
| 債券及び支払手形合計 | <u>61,823</u> | <u>53,936</u> | <u>(36,438)</u> | <u>79,321</u> |
| その他の負債: | | | | |
| 未払補償金 | 5,537 | 2,744 | (2,939) | 5,342 |
| 賠償・判決債務 | 8,070 | 2,669 | (2,864) | 7,875 |
| その他の負債合計 | 13,607 | 5,413 | (5,803) | 13,217 |
| 政府活動固定負債 | <u>\$ 75,430</u> | <u>\$ 59,349</u> | <u>\$ (42,241)</u> | <u>\$ 92,538</u> |
| ビジネス型活動: | | | | |
| 債券及び支払手形: | | | | |
| 水道・下水道に係る負債 | \$ 56,975 | \$ 3,600 | \$ (2,178) | \$ 58,397 |
| 駐車場施設に係る負債 | 21,567 | 9,514 | (8,895) | 22,186 |
| | 78,542 | 13,114 | (11,073) | 80,583 |
| 償還繰延分差引 | (1,207) | (1,329) | 254 | (2,282) |
| 債券及び支払手形合計 | 77,335 | 11,785 | (10,819) | 78,301 |
| 未払補償金 | 572 | 1,286 | (1,250) | 608 |
| ビジネス型活動固定負債 | <u>\$ 77,907</u> | <u>\$ 13,071</u> | <u>\$ (12,069)</u> | <u>\$ 78,909</u> |

注釈3. 部分的情報の開示

市は水道及び下水道部局の財務調達の手段として別途レベニュー債を発行している。
投資家は個人による使用料支払いにより賄われる収入のみに依存する。両部局に関する財務情報の概要是以下のとおりである。なお、水道部局は市の水道供給を、下水道部局は市の下水処理施設、ポンプ場及び下水収集システムを担っている。

2002年 12月31日

| | <u>水道部局</u> | <u>下水道部局</u> |
|-------------------------|----------------------|----------------------|
| 貸借対照表 | | |
| 資産： | | |
| 流動資産 | \$ 5,229,593 | \$ 6,919,814 |
| 資本的資産 | <u>38,952,991</u> | <u>92,171,460</u> |
| 資産合計 | <u>\$ 44,182,584</u> | <u>\$ 99,091,274</u> |
| 負債： | | |
| 内部未収金 | \$ - | \$ 175,000 |
| その他の流動負債 | 1,520,672 | 2,984,214 |
| 非流動負債 | <u>5,476,120</u> | <u>49,426,828</u> |
| 負債合計 | <u>6,996,792</u> | <u>52,586,042</u> |
| 純資産： | | |
| 資本的資産への投資、関連負債純額 | 32,772,337 | 39,955,956 |
| 非拘束性 | <u>4,413,455</u> | <u>6,549,276</u> |
| 純資産合計 | <u>37,185,792</u> | <u>46,505,232</u> |
| 負債及び純資産合計 | <u>\$ 44,182,584</u> | <u>\$ 99,091,274</u> |
| 収入、費用及び純資産変動報告書 | | |
| 運営収入 | \$ 4,159,350 | \$ 7,170,533 |
| 減価償却 | (549,987) | (613,153) |
| その他の運営費用 | <u>(2,642,774)</u> | <u>(3,101,842)</u> |
| 運営利益 | <u>966,589</u> | <u>3,455,538</u> |
| 資本寄附 | 1,159,909 | 486,010 |
| 投資収益 | 217,378 | 237,415 |
| 支払利息 | <u>(402,972)</u> | <u>(1,197,858)</u> |
| 純利益 | <u>1,940,904</u> | <u>2,981,105</u> |
| 振替 | - | (290,000) |
| 純資産純変動 | <u>1,940,904</u> | <u>2,691,105</u> |
| 期首純資産 | <u>35,244,888</u> | <u>43,814,127</u> |
| 期末純資産 | <u>\$ 37,185,792</u> | <u>\$ 46,505,232</u> |
| 現金収支報告書 | | |
| 以下の活動により得た(用いられた) | | |
| 純現金額： | | |
| 運営活動 | \$ 2,001,811 | \$ 850,643 |
| 非資本的財務活動 | - | (290,000) |
| 資本的その他関連財務活動 | (1,683,785) | (1,641,117) |
| 投資活動 | <u>217,378</u> | <u>237,415</u> |
| 純増(減) | <u>535,404</u> | <u>(843,059)</u> |
| 期首現金及び現金等価物 | <u>3,089,534</u> | <u>5,634,774</u> |
| 期末現金及び現金等価物 | <u>\$ 3,624,938</u> | <u>\$ 4,791,715</u> |